

当社の従業員に対するストックオプション(新株予約権)の割当に関する取締役会決議公告

平成 25 年 2 月 12 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目 9 番 4 号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役社長 田代 宗雄

当社は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、当社従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行について、下記のとおり決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

- 1 新株予約権の名称
株式会社ウェッジホールディングス 第 8 回新株予約権
- 2 新株予約権の割当日
平成 25 年 2 月 28 日
- 3 新株予約権の割当を受ける者
当社の従業員、合計 5 名に対し割当てするものとする。
- 4 新株予約権の総数
500 個 (各新株予約権 1 個当たりの株式数 1 株)
- 5 新株予約権と引換えに払込む金額
金銭の払込を要しないこととする。
- 6 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 500 株
尚、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が会社分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

尚、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 7 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月から過去6ヶ月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

8 本新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 3 月 1 日より平成 33 年 2 月 28 日

9 本新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
②権利行使時に当社の従業員の地位にあることを要する。
③新株予約権の割当を受けた当社の従業員が退職したときに本新株予約権は失効する。ただし当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。
④新株予約権の相続はこれを認めない。

10 本新株予約権の取得条項

- ①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役

会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を放棄した場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

③当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することが出来るものとする。

11 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡は出来ない。

12 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「6 新株予約権の目的となる株式の種類及び

数」に準じて決定する。

④交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記7 で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「8 本新株予約権の権利行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8 本新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。

⑥本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「12 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡はできない。

⑧新株予約権の取得の事由及び条件

上記「10 本新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

14 新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店

東京都港区麻布十番一丁目10番3号

以上